

労務 ROAD

■令和6年4月からの労働条件明示変更について①

令和6年4月から労働条件の明示事項等が変更されることとなりました。明示事項や変更のタイミングについて改めて確認しましょう。今後不定期ながら、複数回にわたってご案内してまいります。第一回は基本的な用語の解説です。

有期労働契約／無期労働契約

- 有期労働契約とは、契約期間に定めのある労働契約のことをいいます。
1回の契約期間の上限は、原則として**3年**です。
なお、専門的な知識等を有する労働者、満60歳以上の労働者との労働契約については、上限が**5年**となります。【労働基準法第14条第1項】
- 無期労働契約とは、契約期間に定めのない労働契約のことをいいます。
なお、定年が定められている場合は、その年齢に達するまで雇用が継続されます。

無期転換ルール

- 同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が**5年**を超えて更新された場合、有期契約労働者（契約社員、アルバイトなど）からの申し込みにより、無期労働契約に転換されるルールのことをいいます。有期契約労働者が使用者（企業）に対して無期転換の申し込みをした場合、無期労働契約が成立します。
（使用者は無期転換を断ることができません）【労働契約法第18条】
（例）契約期間1年の場合：5回目の更新後の1年間に無期転換の申込権が発生します。



- 無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

今回は、改正によって変更となる明示事項をご案内します。

■所員紹介／山下

はじめまして。令和6年1月に入社しました、山下勇治（やました ゆうじ）と申します。前職は異業種のリース会社でシステム関連や売上に必要な契約書の精査等に従事しておりました。

リースって何？と思われる方が多いと思いますが、機械や設備などを長期間賃貸する物件（資金）調達的手段です。従来のこれらの手段に依る支援から、人の成長・雇用支援を通じた各企業様のご支援がしたいと思い入社しました。

本年2024年は辰年、十干十二支では甲辰（きのえたつ）です。これは物事の始まり、そして発芽した植物がしっかりとした形になる、勢いと大きな力があり新しいことを始めて成功する、今まで準備してきたことが形になるといった、縁起の良い年になるといわれています。

この縁起の良い年に入社出来たことに感謝し「入社から退社まで」これらに関わる全てのこと（抱える課題）に共に悩み・考え、各企業様の基盤をしっかりと、勢いと漲る大きな力で成功、成長をおさめられますよう、私自身も共に成長しご支援出来る力の一助になりたいと思います。何卒よろしくお願ひ申し上げます。



VOL.891
(2402-2)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：君野・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

年末に、ベルトグラインダーという機械を中古で購入しました。元は研磨で使われるもので、仕事用の靴の手入れの延長でヒールやソールの修理もしてみようと思っていたことです。やってみると結構難しいのですが、1足、2足…と、黙々とできるのがとても楽しいので、作業系の趣味になりそうです！

(井村)



2月労務スケジュール

- ・労働保険料引き落とし（3期分）2/14
※口座振替利用の場合
- ・令和5年分個人所得税等の確定申告(2/16～3/15)
- ・じん肺健康管理実施状況報告(~2/29まで)